

(別紙)

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 金商法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、
ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- イ. (ア) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金商法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

又は

- (イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金商法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額

の合計額として算定。

- (注) 各違反行為において、各違反行為期間中の売買株数が同数のものは、金商法第174条の2第1項第2号の規定（当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合）には該当しない。

- (2) 上記(1)で算定された各違反行為期間における課徴金の額につき、金商法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

- (3) 上記(2)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

2. 別表1に掲げる大平洋金属株式に係る取引

- (1) 令和元年9月4日の違反行為期間について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、28,500株であり、

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も 28,500 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (28,500 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 59,478,000 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 59,156,200 円)
＝321,800 円

イ. 金商法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、320,000 円となる。

(2) 令和元年 9 月 5 日の違反行為期間について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、16,400 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、26,600 株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (16,400 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 36,733,200 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 36,584,200 円)
＝149,000 円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (26,600 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (16,400 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金商法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (2,382 円) に当該超える数量 10,200 株 (買付け等の数量 26,600 株－売付け等の数量 16,400 株) を乗じて得た額 (a) から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額 (b) を控除した額

(a : 24,296,400 円) - (b : 22,962,000 円)
=1,334,400 円

の合計額 1,483,400 円となる。

イ. 金商法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,480,000 円となる。

3. 別表2に掲げるノーリツ鋼機株式に係る取引

令和元年9月6日の違反行為期間について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、45,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、43,200 株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (43,200 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 80,620,400 円)
- (有価証券の買付け等の価額 : 80,278,300 円)
=342,100 円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (45,200 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (43,200 株) を超えていることから、当該超える数量 2,000 株 (売付け等の数量 45,200 株 - 売付け等の数量 43,200 株) に係る有価証券の売付け等の価額 (a) から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金商法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格 (1,534 円) に当該超える数量を乗じて得た額 (b) を控除した額

(a : 3,736,000 円) - (b : 3,068,000 円)
=668,000 円

の合計額 1,010,100 円となる。

イ. 金商法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,010,000 円となる。

4. 上記2. 及び3. により算定した額の合計

2. の合計額 1,800,000 円 + 3. の合計額 1,010,000 円
=2,810,000 円となる。

※ 違反行為に係る売付け等（注1）の価額及び買付け等（注2）の価額の詳細については別表2を参照。

（注1、2）金融商品取引法施行令第33条の14第3項第3号により、反対売買をしたものとみなされる場合を含む。